

令和5年度 長崎県中学校総合体育大会 バasketボール競技実施要項

- 1 日 時 令和5年7月22日(土)・23日(日)・24日(月)
22日(土) 8時30分開場 9時30分試合開始
23日(日) 8時30分開場 9時30分試合開始
24日(月) 8時30分開場 9時30分試合開始
- 2 会 場 22日(土) 長崎県立総合体育館、純心女子高等学校、桜馬場中学校
23日(日) 長崎県立総合体育館
24日(月) 長崎県立総合体育館
- 3 参加制限 (1) 各郡市町及び競技団体からの出場チーム数は、現行の長崎県中学校総合体育大会参加制限による。
(2) 選手は、各郡市町中体連加盟校に在学し、学校教育法に基づく当該中学校生徒であること。
(3) 各郡市町の中体連主催大会及び予選大会において選抜された単一校・単一団体のチームであり、当該中学校長、当該中体連会長または代表者、長崎県Basketボール協会会長が認めたものであること。中学校においては、単一校で出場最低人数を満たしていない場合、合同チームでの出場も認める。
(4) 上位大会への出場権を得た場合、出場できるチームであること。
(5) 各チームは、コーチ1、アシスタントコーチ1、マネージャー1、選手15計18名で編成する。
(6) 引率・コーチについて、中学校においては出場校の校長・教員・部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2に示されている者。以下同じ。)とする。地域クラブ活動においては責任ある代表者・指導者とする。
(7) 中学校において、アシスタントコーチに外部指導者1名を登録する場合は校長の認めたものとする。ただし、当該学校以外の中学校教職員はアシスタントコーチになれない。
(8) マネージャーは中学生に限る。
(9) 長崎県中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。また、地域クラブ活動のチーム・選手の指導者等は、中央競技団体の倫理規程等に基づいて、(一社)長崎県Basketボール協会等から処分を受けていない者であることとする。校長及び代表者はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
(10) 地域クラブ活動の参加資格についての詳細は、「長崎県中学校総合体育大会開催基準」及び「令和5年度長崎県中学校総合体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技細則」による。(長崎県中学校体育連盟ホームページ参照)
- 4 競技方法 トーナメント戦とする。上位4チームによる決勝リーグを行う。
- 5 競技規則 現行の日本Basketボール協会競技規則による。使用球は、日本Basketボール協会検定球6号(女子)、7号(男子)革製とする。
- 6 組合せ 各郡市町代表、競技団体代表、専門委員等で厳正に行う。
- 7 表彰 第3位まで表彰する。
- 8 ユニホーム 各チームは濃・淡(白)のユニホームを準備すること。
- 9 申し込み (1) 参加資格を得たチームは下記の要領で所定の参加申込書を令和5年6月20日(火)までに原本1部を提出する。なお、参加料の振込みに関しては、6月23日(金)を締切とする。
① 中学校単位(運動部活動)での参加
所定の参加申込書に当該校長の承諾を得、郡市町中体連会長を経て県中体連会長に提出する。大会参加料は、各郡市町中体連が一括して県中体連事務局へ振り込むこと。
② 地域クラブ活動での参加
所定の参加申込書に長崎県Basketボール協会会長の承諾を得、県中体連事務局へ1部提出すること。大会参加料は、それぞれで県中体連事務局へ振り込むこと。(振込手数料は自己負担とする)振込名義は「バスケ ●●●(チーム名)」とする。
[提出先]〒850-0003長崎市片淵3-22-22 長崎市立片淵中学校内
長崎県中学校体育連盟 宛
[振込先]十八親和銀行本原中央支店 普通1060440
長崎県中学校体育連盟 会長 修行勝則
- (2) 出場チームは、入力したデータを下記にメール送信すること。
長崎市立滑石中学校内
秋元 隆志 宛(長崎県中体連専門委員長) j26@nagasaki-city.ed.jp
- 10 参加料 参加生徒一人あたり500円とする。原則として入金後の返金はしない。
- 11 その他 (1) 上位2チームは、九州大会(8月8日～10日 熊本県)に出場できる。
(2) 監督会議はしない。会場の美化に協力すること。上下足の区別をすること。
(3) 試合中ベンチ内での携帯電話等の通信機器の使用は禁止する。
(4) 日本協会HPに掲載されているマンツーマンディフェンスの基準規則に基づき、ゾーンディフェンスを禁止しマンツーマンディフェンスを推進する。コミッショナーを設置し罰則も適応する。
(5) ユニホームの番号 0、00、および 1から99のいずれかを用いる。